

議案第 5 8 号

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市西之保神ノ戸運動広場を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

別表北名古屋市西之保神ノ戸運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年１１月１日から施行する。